

議案第三十号

町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について
次のおり町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、
三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六
号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

平成五年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年参月廿弐日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

- | | | |
|---|---------|------------------------------------|
| 一 | 事業の名称 | 農用地有効利用モデル集落整備事業（成・吉原地区区画整理） |
| 二 | 施行場所 | 三朝町大字三徳地内 |
| 三 | 経費の賦課基準 | 事業費の三十パーセント以内を受益者に面積割で賦課するものとする。 |
| 四 | 徴収の時期 | 工事に着手した日の翌日から平成六年三月三十一日までの間 |
| 五 | 徴収の方法 | 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。 |